

# 星降る暮らしの宿いっぽ 宿泊約款

HOSHIFURU  
KURASHI NO YADO  
IPPO  
Stay Provision

## 適用範囲

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款および利用規則の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

## 宿泊契約の申込み

第2条 当施設に宿泊の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- （1）宿泊者名
- （2）宿泊日及び到着予定時刻
- （3）宿泊者の連絡先
- （4）宿泊者数
- （5）その他当施設が必要と認める事項

2. 前項に基づき当施設に申し出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。

3. 宿泊客が、宿泊中に前項第1項（2）の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

## 宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 宿泊契約締結の拒否

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
  - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (10) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

## 宿泊客の契約解除権

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は違約金を申し受けます。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 当施設の契約解除権

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(7) 施設内での煙草、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。

(8) 当施設から確認の電話又は電子メールをした際、宿泊申込時にいただいた電話番号や電子メールアドレスが無効である場合、または指定した折り返し期日までにご連絡のない場合。

(9) この約款又は当施設の利用規則に違反したとき。

(10) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2. 当施設が第1項の事由に基づいて宿泊契約を解除した時は、いまだ提供の受けていない宿泊サービス等の料金も、解除時における違約料として起算しお支払いいただきます。

## 宿泊の登録

第7条 宿泊客は旅館業法第6条、同法施行規則第4条2及び当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当施設の受付において、次の事項を登録していただく

きます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

## 客室の使用時間

第8条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間につき1名 1,100円 2名 1,650円 3名 2,200円 4名 2,750円 5名 3,300円 6名 3,850円（小学生も1名として加算します。）
- (2) 前号に関し、延長は午後12時までを限度とします。

3. 前項に基づき宿泊客が客室を使用できる時間内であっても、当施設は、安全及び衛生管理その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

## 利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 営業時間

第10条 当施設の各種営業時間は備付パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

2. 前項の当施設の各種営業時間は臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせいたします。

## 料金の支払い

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカードにより、宿泊客の到着の際又

は当施設が請求した時、当施設受付において行っていただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 当施設の責任

第12条 当施設は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、宿泊客の前項の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、お客様の被った損害が填補されない場合があります。

## 寄託物等の取扱い

第13条 宿泊客の物品又は現金並びに貴重品若しくは携行品については、客室及び施設内での盗難、紛失、損失に対して当施設は、その損害等は賠償いたしません。

## 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第14条 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れていた場合、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

2. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

## 宿泊客の手荷物又は携帯品の保障

第15条 宿泊客が施設内従業員の指図、案内、掲示、緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害については、当施設はその賠償はいたしません。

## 駐車場の責任

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は駐車場所をお貸しする

ものであって、車両の管理責任を負うものではないので損害等の責任は一切負いません。

## 宿泊客の責任

第17条 宿泊客によるこの約款若しくは利用規則に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出・販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、宿泊客に当施設が被った損害を賠償していただきます。

## 客室の清掃

第18条 宿泊客が2泊以上連続し宿泊される場合、当該客室の清掃は原則として行いません。ご自身で清掃をお願いいたします。

## 本約款の変更

第19条 この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

### 別表第1 宿泊料金の算定方法（第11条関係）

#### 【内訳】

宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料）
	追加料金	その他の利用料金
	税金	消費税

(注)

1. 宿泊料金はパンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。
2. 子供料金：全日 3,850 円（税込）  
子供料金の適用は小学生のみとなります。  
子供料金は他の割引との併用はありません。
3. 未就学児は無料となります。
4. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

### 別表第2 違約金（第5条関係）

不泊	当日	前日～3日前	4日前～
100%	100%	100%	0%

(注)

1. %は、宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 連泊の予約において、全ての宿泊日を、宿泊第1日目以前に同時にキャンセルした場合は、全泊分について別表第2に基づく違約金がかかります。
3. 連泊の予約において、一部宿泊日をキャンセルした場合は、キャンセルした日数にかかわらず、別表2に基づく1日分の違約金がかかります。
4. 予約人数の全部または一部についてキャンセルがあった場合、契約申込人数を基準として別表第2に基づく料率を適用いたします。

# 星降る暮らしの宿いっぽ 利用規則

HOSHIFURU  
KURASHI NO YADO  
IPPO  
Stay Regulation

当宿では、お客様に安全且つ快適にご利用いただくため、宿泊約款第9条に基づき下記の通り利用規則を定めておりますので、ご遵守いただきますようお願い申し上げます。以下の規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第6条により宿泊、または施設のご利用をお断り申し上げます。

1. 契約人数を超えての客室利用は、固く禁止しております。申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、通常の宿泊料金の2倍の料金を頂戴いたします。
2. 貴重品、または荷物のお預かりは致しかねます。
3. 施設内の鍵を紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受け付けます。
4. 当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。
  - (1) 当施設及び敷地内での喫煙
  - (2) 当施設の備え付け以外の調理器具の使用
  - (3) 当施設内で声高、放歌または喧騒な行為等、その他第三者に迷惑となる行為
  - (4) 当施設内で賭博や風紀、治安を乱すような行為
  - (5) 当施設内で許可なくチラシ、ビラ等の配布、署名活動等の行為
  - (6) 客室以外の場所に所持品を放置すること
  - (7) バックヤード等宿泊客が使用する部屋以外の立ち入り
  - (8) 浴室内での染毛・漂白剤等の使用
  - (9) 施設内で御香などを焚く行為
  - (10) 当施設の建築物や諸施設内に傷や異物をつける等、現状に変更を加えたりすること
  - (11) 当施設内諸設備、諸物品の本来の目的以外の使用、また他の場所へ移動させること等の現状変更
  - (12) 宿泊を目的としない利用
  - (13) 来訪者との施設内での面会



(14) 当敷地内での洗車

5. 当施設内へ次に定める物品の持ち込みは固く禁止しております。

(1) 犬・猫・小鳥等の動物、ペット全般（但し、盲導犬・介助犬は除く）。

(2) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類、危険性のある製品、悪臭を発するもの、著しく多量な物品、覚醒剤、麻薬類等、法令で所持を禁止されているもの。

附則 本規則は平成 31 年 4 月 1 日（以下、「適用開始日」という。）から適用いたします。